

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 ○ 三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 ……	福利・給与課	1 頁
公 告 ○ 公立学校の廃止届の受理 ……	学校施設課	2 頁
○ 公立幼稚園の廃止届の受理 ……	学校施設課	2 頁
○ 公立学校の設置届の受理 ……	学校施設課	3 頁

訓 令

教委訓第1号

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成25年3月7日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成17年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「規定」を「規程」に改める。

第7条第2項中「任命する」を「選任し、県教育委員会が委嘱する」に改め、同条第5項中「委任する」を「委任することができる」に改める。

第27条を第28条とし、第22条から第26条までを1条ずつ繰り下げる。

第21条中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第22条とする。

第20条を第21条とする。

第19条第1項中「第14条」を「第15条」に、「第17条第2項」を「第18条第2項」に、「別表」を「別表第2」に、同条第2項中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第20条とする。

第18条中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第19条とする。

第17条を第18条とし、第15条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条第1号中「一般健康診断」を「定期健康診断」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 採用時健康診断 新たに職員を採用したとき実施する。

第14条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条第3項中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(健康管理医の手当)

第8条 前条に規定する健康管理医の手当（前条第5項の規定により委任した場合を除く。）は、別表第1によるものとする。

2 健康管理医が年度途中において新たに委嘱されたときはその日から、離職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日までの手当を支給する。

3 前項の規定により支給する場合の手当の額は、別表第1に掲げる基本額及び加算額を月割計算して得た額に、同表に掲げる加給額を加えて得た額とする。ただし、月の途中において新たに委嘱され又は離職したとき（死亡したときを除く。）の当該月分の基本額及び加算額の算定は、現日数を基礎として日割により行う。

4 健康管理医の手当の支給時期は、別表第1に掲げる基本額及び加算額にあっては半期毎に2分の1の額を、同表に掲げる加給額にあっては半期毎に同表により算出した額を、半期終了の日の翌月の21日（その日が休

日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)とする。ただし、健康管理医が離職し又は死亡した場合は、これによることなく速やかに支給する。別表を別表第2とし、同表中「(第18条、第19条、第21条)」を「(第19条～第22条)」に改め、附則の次に次の1表を加える。

別表第1 健康管理医の手当額表(第7条、第8条関係)

基本額	加算額	加給額
219,000円	1,200円に担当する職員数(毎年5月1日現在における職員数)を乗じて得た額	1日につき公立学校職員の給与に関する条例(昭和30年三重県条例第10号)第16条の規定の例により算出した支給単位期間が1か月である場合の通勤手当の額の21分の1に相当する額(10円未満の端数は、切り捨てた額)

備考 この表に掲げる基本額及び加算額は年額とする。

第1号様式中「第8条、第9条」を「第9条、第10条」に改め、同様式中「及びグループ名」を削る。

附則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

公 告

三重県教育委員会公告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成25年3月7日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃止の理由
志摩市立波切小学校名田分校	平成25年3月31日	波切小学校と統合するため。
志摩市立的矢中学校	平成25年3月31日	文岡中学校と統合するため。
志摩市立波切中学校	平成25年3月31日	波切中学校及び船越中学校の2校を統合し、大王中学校を設置するため。
志摩市立船越中学校		

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

平成25年3月7日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃止の理由
志摩市立浜島幼稚園迫塩分園	平成25年3月31日	浜島町浜島に幼稚園と保育所の一体化施設が開設されたため。
志摩市立船越幼稚園	平成25年3月31日	平成23年4月1日より休園となっており、平成26年度には大王町に幼稚園と保育所の一体化施設が開設されるため。

公立学校の設置届を次のとおり受理しました。

平成25年3月7日

三重県教育委員会

名 称	位 置	設置しようとする日	設 置 の 理 由
志摩市立大王中学校	志摩市大王町波切1506番地2	平成25年 4月1日	波切中学校及び船越中学校の 2校を統合し、大王中学校を設 置するため。

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社